

第 72 号議案

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 8 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

豊後大野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊後大野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中 「 第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条） 」 を

「 第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第6章 雑則（第49条） 」 に改める。

第6条第1項中「附則第3項」を「附則第4項」に、「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。